

奈良県公安委員会告示第 8 2 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号）第 9 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、年少射撃資格の認定のための講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 3 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

1 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催日時

令和 7 年 8 月 1 5 日（金）午前 1 0 時から午後 4 時まで

3 開催場所

奈良市登大路町 8 0 番地

奈良県警察本部聴聞室（奈良県分庁舎 1 階）

4 定員

1 8 人

5 講習内容等

(1) 講習は、次に掲げる事項について行う。

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

(2) 考査は、(1)の講習を受けた者につき、当該講習に係る事項を修得したかどうかについて行う。

(3) 年少射撃資格講習修了証明書の交付は、(1)の講習に係る事項を修得したと認められる者に対して行う。

6 受講申込手続

講習を受けようとする者は、令和 7 年 8 月 1 日（金）までに、次により申込みを行うこと。

なお、定員になり次第受付を終了する。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

(2) 提出書類

ア 年少射撃資格講習受講申込書 1通

イ 写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3．0センチメートル、横の長さ2．4センチメートルのもの） 1枚

7 講習手数料（受講の申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

9, 800円

なお、受講の申込みをして講習を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

8 その他

(1) 携行品

筆記具

(2) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号（代表） 0742-23-0110 内線3045・3046